## 第16回 官業民営化等 WG 議事録(総務省ヒアリング)

1 . 日時:平成16年10月27日(水)10:00~10:30

2. 場所:永田町合同庁舎1階第4会議室

3. 項目:地方税の徴収

4. 出席: 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、八代委員、安念専門委員、大橋専門委員、

福井専門委員、美原専門委員

総務省

自治税務局 企画課長 岡崎 浩巳

(以下「岡崎企画課長」という)

自治行政局行政課 専門官 芳賀 克男

(以下「芳賀専門官」という)

鈴木主査 おはようございます。御出席いただきまして、ありがとうございます。

16回目になります「官業民営化等WG」の2次ヒアリングを開催いたいと思います。

今日は総務省からまず「地方税の徴収」についてお話を伺いたいと思います。 先回も1度お越しいただきました。それでは、大体30分予定しておりますので、 最初の10分程度で質問事項等についてお話いただいて、あとはディスカッショ ンさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

岡崎企画課長 すみません。私の心づもりでは、国税庁と御一緒に議論ということだったのですが、私の方が先に説明いたします。国税の方と御質問がほぼ一緒ですので、類似することが記載にも多いと思いますけれども、先に説明させていただきます。

御質問いただきました事項のうち、まず1番でございますが、お手元に官業民営化等2次ヒアリング回答というペーパーがございます。総務省のペーパーであります。

申し遅れましたけれども、自治税務局の筆頭課長をしております岡崎と申します。よろしくお願いします。

地方税の徴収の・でございます。

まず、税の徴収に関する業務をアウトソーシングすることを禁止などしている法令の有無ということであります。

その回答の最初のポツでありますけれども、地方税法とそれから地方税法で 滞納処分の例によるとされている国税徴収法、この2つの法律によりまして、 特に強制的な徴収の部分、財産等の調査、捜索、差押、公売、換価といったような部分ですけれども、こういうところについては、徴税吏員が行うと明記されておりまして、この部分が公務員が行わなければいけないという規定でございます。

中身は以上ですけれども、存在することの合理的な理由についても御質問ありますので、私どもの考えとしてはこれらの行為というのは、滞納者の意に反して強制的に実施されるものだということでありまして、公権力の行使にもいるいるあると思いますけれども、その中でも特に国民の権利義務に直結した強力な権限であるということから、こういう規定が置かれているというふうに思っております。

それから、これはあとの御質問にも関連するのですけれども、最後のポツとしまして、民間事業者に対して、滞納者のリスト、あるいは所得・財産の状況などの情報を提供するということが国民の理解を得るというのは、私どもは非常に難しいと思っておりますし、税に対する信頼を失うおそれがあるのではないかというのを懸念いたしております。

2 枚目でございますけれども、民間開放する場合の法令上の手当ては必要なるかということでありますが、先ほどのような条文がありますので、これらの条文を改めないと、民間には開放できないと考えております。

3ページをお願いいたします。

公権力の行使について、公平性、中立性を担保する措置を講じた上で民間による行使が可能ではないかという御下問だと思っておりますけれども、最初のポツであります。

先ほども申し上げましたが、公権力の行使について民間に授権するかどうかは立法政策の当否の問題という御下問ではありますが、我々は公権力の行使にもいろいろあると。特に、地方税の強制的な徴収の部分というのは、国民の財産を強制的に検査・捜索、あるいは没収する行為ですから、警察の刑事捜査などと同じく公権力の行使の中でも特に強力なものだという理解をいたしております。

したがいまして、こういう強力な権限を民間企業に行使をさせるということ は適当ではないという認識でございます。

それから、仮に民間に委託をするという場合に、これは若干細かい議論かもしれませんが、どういう企業が考えられるかというと、やはりそういう債権なりの管理、徴収を業とするものが一番考えられるのかなと思いますが、それらの自ら貸している貸付金、売掛金などの債権回収といわゆる租税回収の間に利益相反関係が発生するのではないかという懸念をいたしております。

それから、やはり一定の期間で委託しているという実態を想定いたしますと、

その間にとにかくたくさん集めるということが優先されるのではないかと。税の場合には、確かにできるだけ取るのは当たり前ですけれども、倒産等を回避しながら、しっかり長期的な目で取るというようなこともあり得ますので、そういう視点が欠けるのではないかと懸念をいたしております。

それから、最後は秘密の保持でありまして、先ほどの論点と同じでありますけれども、財産情報、所得情報、こういうものを、しかも民間業者は入札等によって変わることを考えますと、多数の民間企業に提供するということが理解を得られないのではないかということを考えております。

4ページでございます。

マニュアル化等の議論でありますけれども、回答の方をごらんいただきますと、徴収について基本的にルールは税法、あるいは通知、通達等に細かく示しております。ただ、現場で納税者に対応する場合には全くケースがさまざまでありまして、そういうものの統一的マニュアルを私どもで一々つくるということは、不可能ではないかと考えております。 地方団体においては、それぞれいろんなマニュアル的なものをつくっているようでございます。勿論、すべてのケースに該当するようなものはなかなかつくれないと思いますが、一応基本的なマニュアルはつくっているようでありますけれども、これはまた逆に言いますと、徴収される方からは、非常に知りたい内容でありまして、こういうものを部外に提供するということ、公開するということは非常に問題が多いと思っております。

それから、3番目のポツでありますけれども、徴収業務で確かに統一的な扱いが必要だということであります。統一的というのは、横の統一もありますが、時系列的な統一もありまして、そういうことを考えますと、いろんな滞納者に対して行った調査の結果や、あるいは徴収過程でのやりとり等の情報というものを一元的に蓄積いたしまして、対応するということが絶対必要だというふうに考えております。

そういう意味で民間に委託する方式を取って、かつ民間業者が入れ替わるということを想定いたしますと、そのときにその前の委託業者時代にどういう対応があった、どういうやりとりがあったということをすべて徴収済みのもの、あるいは徴収過程のものにつきましても、すべて次の方に引き継ぐというようなことを考えますと、我々は相当そこで逆にコストがかかるのではないかというふうな心配もいたしております。

4つ目のポツは、研修でありまして、中央でも自治体、あるいは市町村アカデミー等でやっておりますけれども、各ブロックとあるいはそれぞれの自治体においても研修をやっているということでございます。

5ページお願いいたします。

裁量の関係の御質問でありますけれども、先ほど来申し上げておりますが、 徴収事案については1件1件、非常にさまざまであります。そういう意味で機 械的一律に処理を行えるものではないということでありまして、その場その場 での判断というのはどうしても必要ではないかと考えております。

6番は芳賀君から。

芳賀専門官 6番につきましては、私、監査制度専門官の芳賀から御説明いたします。 お手元の資料に参考資料として、自治法とそれから関連する自治法施行令を付けてございますけれども、公金の取り扱いでございますので、責任を明確にし、公正の確保を期する必要がございます。

そこで、原則私人取り扱いを禁止しているところがありますけども、収入の確保が図られ、また住民の便益が増進するような場合には、私人に収納を委託するということを認めている規定であります。

現行制度上、私人に公金の徴収・収納を委託することが認められているものはどういうものかと、どういう基準を満たしているものかということで4つお示しをしております。 常時徴収を必要とする収入であること。

2つ目として、住民の便益の向上が図られるものであること。

3つ目が、収入の確保が図られるということ。すなわち間違いなく収入ができるものであるということ。

4つ目は、経済的に収入できるということ。地方公共団体が自ら収入する場合の経費よりも私人に委託した方が経済的であるというような場合であります。

地方自治法は、一般的な経費について定めておるわけでありまして、それで現行4つの経費について認めているわけですけれども、地方自治法以外、個別法に規定されている歳入につきましては、それぞれその法令に基づきまして、私人に徴収・収納事務を委託すること規定していただければ、私人の取り扱いが可能になるということであります。

2、3例を申し上げますと、国民健康保険料につきましては、平成15年4月1日の改正でもって、国民健康保険法の改正で私人委託ができるようになっております。

それから、保育料につきましては、児童福祉法の改正が現在継続審議中となっておりまして、この中に私人委託ができるような規定が入っております。

それから、介護保険料につきましては、施行後5年を目途にして行われる見直しでありますけれども、その中で検討をする予定だというふうに聞いております。

このように、個別法についてはそれぞれの法令で規定をしていただければ、 それでいいということであります。それ以外について、一般的な経費について は、地方公共団体からのニーズを踏まえながら、先ほど申しました4つのメル クマールに照らして、個々の歳入ごとに適宜検討をしていくというように考え ております。

岡崎企画課長 以上が我々の方からです。よろしくお願いします。

鈴木主査 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞ。

八代委員 岡崎課長の方にお聞きしたいと思うですが、国税庁との一番の違いは実際に徴収しているのは、自治体であるということであって、その自治体が例えば強く民間委託を希望している場合にも、総務省としてはこういう理由によってだめだということを言われるという、つまり地方分権の時代にもかかわらず、そういう御意向なのかというのをまず第1点です。つまり、自治体がどこまで裁量性があるのかということを、この問題について。

それから、もう一つは、税金を取るときに、取ったら企業が倒産するかどうかということを考慮しておられているけれども、これはかなり高度の経営内容に踏み込まなければできないので、そういう能力をそもそも持っておられるのかどうか、きちっとした経営コンサルタントの資格もない、言わば自治体の方がですね。ある意味でそれは非常に不公平なことではないだろうかと思うわけです。

それから、そもそも先ほど 4 ページでおっしゃられた徴税、徴収マニュアルは極めて秘密性が高いということは全く理解できないので、そういう秘密性の高いものというのは、この情報公開の時代に本当に大事なのですか。逆に言えば、これは極めて恣意的であって、現場の担当者の言わばさじかげん次第でどうにでもなるということを言っておられることと同じわけであって、むしろこれは、きちっと公開性のあるものにしなければ公平ではないのではないですかということなのです。

それから、引き継ぎとかそういう問題だって、職員はどんどん変わるわけですし、多くの自治体があるわけですから、統一性ということを言えば同じことであって、そういう民間だからそういうことができない、役人であればそれが可能になるという、そういう二分法の根拠がよく理解できないので、その3点についてお聞きしたいと思います。

岡崎企画課長 分権との絡みと言いますか、希望した場合ということですけれども、私どもとして勿論分権を進めている立場におりますので、ただ、税に対する信頼とかを考えますと、やはり望めばできる部分とできない部分というのは、やはりあるのだと思います。私は、実は個人的には非常にできるだけ納める、納めたい場合には納めやすくしようというようなことは昔からやってきたつもりですし、最近でも例えばコンビニでの収納とかというのも改善したわけですけれども、やはり団体が希望すれば何でもできるかというと、私は違う

と思っています。特に守秘義務の問題、その他につきまして、やはり法律で一 定の規制というのは絶対要るだろう。

そういう観点からいきますと、今お話にありましたような自治体が希望したとしても、私は強制的な徴収の部分というのは、やはり今の法律の規定のような定め方が正しいのではないかというふうに思っております。

八代委員 実際に何でもやらせろといっているのではなくて、当然ながらき ちっとした守秘義務をかけた上でということが、まず前提になっているわけで、 それから自治体によっても都市部とか過疎部とかいろんな状況の違いがあるわ けです。

それから、何と言っても税に対する信頼性というのは、滞納している方の利益ばっかり今、言っておられるようですけれども、まじめに納税しているをがやることによって、逆に税に対する信頼性を失うのではないか。今の社会保険料みたいなことにならないかどうかというのが最大のポイントで、それであれば公益性の観点から確実に取るということを、滞納者のある程度利害に反しないる大多数の人にとって大事ではないかでも取ることが、まじめに納税している大多数の人にとって大事ではない形でもれば地域によっても違うわけですから、なぜ総務省がそんなふうに強い形でされは地域によっても違うわけですから、なぜ総務省がそんなふうに強い形です。それは地域になずなのであって大ないのが、で規制されるのか、自治体になぜ任してはいけないのか、税に対する信頼性も事なてです。そんなことは当然認識しているはずなのであって、なぜそれを分権の時代に任せられないのか、この程度の民間委託の是非というところについるんです。何もむちゃくちゃに何でも自由にやらせるということは言っていないわけです。

岡崎企画課長 一定の規制をかけ、私ちょっとそこは感覚の差かもしれませんけれども、要するに法律等でいろんな規制をかければ、それは大丈夫だというほど我々は楽天的に思えない。

八代委員 それを自治体の判断になぜ任せられないのかということなのです。 楽天的か悲観的か。

岡崎企画課長 それは、だから、税に対する信頼という問題だと思います。 八代委員 それを自治体になぜ任せられないのかという。

安念専門委員 信頼を確保できるかどうかは、岡崎さんはわからないわけです。だって何の調査もしていないわけですからね。国民の意識ってわかっているのですか、あなたは。

岡崎企画課長 感覚の違いだと思います。

安念専門委員 いやいや、感覚の違いを私は言っているのではなくて、データがあるのですか。

岡崎企画課長 データではなくて。

安念専門委員 いやいや、違う違う。あなたの考え方は聞いていません。データがないことをどうして言えるのですか。

岡崎企画課長 私どもいろんな方とお話ししていますし。

安念専門委員 それは、我々もそうです。

岡崎企画課長 例えば、私まじめに8月のこの中間とりまとめですか、出ましたので、その件に関して例えば、非常に税に関心を持たれる国会の先生も多いですし、いろんな先生にもこういうものが出ましてという話をしておりますけれども、私の感じでは、少なくとも強制的徴収について民間にデータを渡して、徴収をさせてもいいとおっしゃる方はほとんどおりません。私はそれは普通の人の感じだと思います。

安念専門委員 私が伺っているのは、すべての自治体がそういうふうに御判断を結果なさるなら、それは構わないのですが、選択肢を認められない理由が どこにあるかということを伺っているわけです。

岡崎企画課長ですから、そういうことです。一般の方の感じというのは、それは確かにデータを調べたわけではありません。だけれども、国民の代表の皆さん方にいろいろ話をしますと、それはやはりおかしいと。税というのは、そういうものではないという感覚が明らかに強いと思います、それは。

福井専門委員 それは、調査していないのだから、わからないのではないで すか。

岡崎企画課長 しろと言えばします。

福井専門委員 だったら、要するに例えば、取られる方の利害もあれば、それからちゃんとまじめに払っていて、払っていない人の分まで肩がわりされている人の利害もあるわけですから、そこをちゃんとフェアに調査されないと、感覚で政策論を決めてもらっては困るのです。

岡崎企画課長 そこの御意見はちょっと誤解があるのかもしれませんけれども、別にまじめに払っている人は払っている、払わないものを払わないでほっておくわけではありませんで、強制徴収の手段というのはちゃんとあるわけです。

福井専門委員 いや、そういう議論ではない。強制徴収するにしても、あるいは滞納処理するにしても、できるだけ効率的に安く迅速に払ってもらうために、何が一番いい方法かというのが論点です。

ここで言っている議論について、さっきの八代委員の御質問にまだ答えていただいていないと思います。ちょっと補足して申し上げれば、倒産するかどうかの経営判断をやっているのだということですが、どうやって判断するのか具体的に教えてください。

岡崎企画課長 やっているということよりも、要するに差し押さえをすれば、 そこで大体の経営がだめになってしまう。要するに、倒産してしまうというこ とはほぼ明らかでありますから。

福井専門委員 差し押さえして倒産するかどうかということを、どのように 判断するのかです。差し押さえしたら必ず倒産するなんて、そんなばかなこと をまさか信じていないでしょうね。

岡崎企画課長 それは、そうですけれども、そこはだからまさに、その会社 それぞれの実態です。

福井専門委員 だから、どうやって自治体の職員が、どういう場合は倒産するのか、どういう場合は倒産しないから差し押さえで競売換価していいのかという、その水準の設定をどういうふうにしているのか具体的に教えてください。

岡崎企画課長 それはあれでしょうか。おっしゃっていることは、そんなことを判断する能力はないのだから、全部差し押さえろということですか。

福井専門委員 質問に答えてください。どうやって判断しているのですか。 だって、これは民間ではできないということは、自治体だったらやっていると いうことですね。やっているのだったら、どうやってやっているのかというこ とを教えてくださいということです。

岡崎企画課長 私どもは、現場現場でやはりそれはプロの職員が判断していると思いますけれども。

福井専門委員 プロの職員が判断しているの一言で済むような簡単なことではない。具体的に教えてください、やっているというのであれば。

岡崎企画課長 ケースによって違いますけれども、そこは。

福井専門委員 だから、ケースによってにしても、どういうケースでどうすれば倒産させないで、長期的には徴税の効率が高まるのだというノウハウがなければ業務が成り立たないではないか。ノウハウを教えていただかないと納得できない。

岡崎企画課長 済みません、個人的にそこを説明する能力はないかもしれませんけれども。

福井専門委員 個人的に税の責任課長が説明できないようなことでもって、政策論を決めるということ自体が姿勢としておかしいのではないですか。これは、政策を判断する場です。そういうまさに個別の自治体の徴収事務の効率を考えて、それをどういうふうな形でやるのがいいかということを、まさに国政の観点、あるいは地方自治全般の観点から判断する場なわけですから、御自身が理解してもおられないことを主張として持ってこられるということ自体が手続的におかしい。このことを、まず申し上げておきます。

岡崎企画課長 具体的な細かい中身については、言えないということです。

ただし。

福井専門委員 細かくも何も、さっきからの答弁はおよそ大まかですら言えていないではないですか。差し押さえたら倒産する場合と、差し押さえたら倒産しないでちゃんと徴税の効率が上がる場合とあるが、これはどっちか1つですね。

岡崎企画課長 そうだと思います。

福井専門委員 両立はしないわけですから、だから、どういう場合はどっちに転ぶのかということのガイドラインすらなくて判断できないのではないですか。

岡崎企画課長 それは、だけれども、会社との間でもよく話し合いをしているはずです。

福井専門委員 会社に聞いたら、私差し押さえられたら倒産しますからやめてくださいというに決まっているではないですか。だから、そういううそをどうやって見破るのですかというノウハウの問題です。

岡崎企画課長 そのノウハウです。

福井専門委員 だから、ノウハウをどうやって身に付けているのですか。ノウハウ以前にそもそも一般論として、あなたは御存じなのですか、そういうことを。どういう場合には、無理に差し押さえたら倒産して、どういう場合は違うということを、1回でも、経営の本でも読んで勉強したことあるのですか。

岡崎企画課長 私自身は、そこの現場ではありませんので。

福井専門委員 だったら、自分が知りもしないし、考えたこともないような ことを断定的に主張すべきでない。

岡崎企画課長 地方団体は。

福井専門委員 支離滅裂な主張をおっしゃらないでいただきたい。

岡崎企画課長 中間とりまとめと私たち地方団体の声とか、国会議員の先生とか、いろんな方に聞いています。

福井専門委員 検証もできないことをおっしゃるのではなくて、データで議論しましょう。これについて言えば、国会議員が判断するとか、何か一般的なその辺の先生がという問題ではない。

岡崎企画課長 ここの部分ではありません。

福井専門委員 今はここのことを議論しているのです。倒産の回避ということで、これだけ偉そうに書いていらっしゃるのだったら、御自身が勉強してもいなくてよくこんな断定的なことをおっしゃいますね、ということです。基本的におかしいと思います。

美原専門委員 ちょっと 1 点だけお聞きしたいのは、特区申請で総務省が拒否した案件がありました。地方税の徴収で実際の地方公共団体に聞いてみます

と、実際の徴税行為とは、徴税員のみならず臨時職員とかパートとかいろんな人の集合体で、とにかく税の効率的徴収をやるように努力している。民間人がかなり補助業務に入っているわけです。この機能は徴税員と基本的には同じであって、特区制度の中において、この人たちに権限を付与することにより徴税行為がより効率的になるというのを総務省は拒否された。その理由はページ1の公金の取り扱いの問題です。そういう御返答をされた。

でも、6ページを見ると、例えばその場合の特区というのは、あくまでも徴税員が管理しながらやるという形を前提としているわけで、この4つのメルクマールを満たしていると考えますね。なぜ総務省は拒否されたのか。もう少しフレキシビリティーをもって、選択肢を与えて、徴税の効率化を図るべきであって、現場に入って実態をチェックされずに、なぜ法律の根源の公金の扱いから、この特区申請を拒否されたのか。

岡崎企画課長 今でも、おっしゃるように非常勤とか、臨時職員なんかに納税の慫慂と言いますか、そういう業務とかいろんな事務的な補助はどんどんさせているわけです。そうしないと、とてもではないけれども、徴税員も増やせませんですし、しているのですけれども。

美原専門委員 でも、現場はそれ以上にもっと民間の人たちに任せたいという非常に強いニーズがある。それによって、税の効率が確実に上がると、同じことをしているのですというふうに自治体は主張されているわけです。なぜ、現場を見てもう少しフレキシブルな制度をお考えにならないのですか。

八代委員 だから、滞納も時効間際のほとんど取れそうもないものを取りたいというのが地方公共団体の声なのです。それをプロの民間に任せたいと。なぜ、それを拒否されるのかという極めて単純なことなのです。地方公共団体の声を聞いていただきたいというのが我々、これは何も強制しろと言っているのではないのです。要は、特区と同じように、それを希望する自治体になぜ許さないのかというだけの話です。

岡崎企画課長 いろいろ申し上げてあれですけれども、やはり最大のポイントは1ページに書いておりますが、私どもはやはり秘密保持の問題であると思います。滞納の事実とか、だれが幾ら滞納して、その人の財産、資産はこういうふうな状況であるという情報というのを開示することに我々は理解を得られないと思うし、税の信頼にも関わることだと思います。

八代委員 だれに理解を得られないのですか。

岡崎企画課長 国民の方です。

福井専門委員 滞納者に対して、そんなにみんなちゃんと払っている人たちが優しいのですか。どうやって調査して、それを把握しているのですか。

岡崎企画課長 たがら、それはまさに私どもがいろいろ。

福井専門委員 感覚とか、何か自分に都合のいいことをだれかから聞きましたというのではなく、それはデータに基づいて議論していただかないと困ります。

それから、秘密の話ですけれども、これはだから実害があるかどうかの話なわけで、例えば、秘密というのだったら、銀行の人たちはみんな、ある特定口座を持っている人の所得とか、あるいは収入とか、幾ら毎月消費しているとか、全部わかっているわけです。しかしそれが漏れて困るというようなことはない。銀行員をそんなに信用できないのかということです。

岡崎企画課長 漏れてしまったら困るのではないでしょうか。

福井専門委員 だから、漏れて困ったことがありますかということです。そんな話を私は聞いたことがない。

岡崎企画課長 銀行は現実にかなりあれではないですか。民間情報が漏れて、 今、個人情報の面で問題になっていると思うのです。

福井専門委員 民間の銀行員が、個人の出納に関わるような預金情報について漏らしたというようなことを聞いたことはありますか。同じことです。要するに、民間人は信用できないというのは矛盾です。

岡崎企画課長 そんなことありません。

福井専門委員 それは飛躍した論理であって、要するに、プライバシーに関わることが民間に知られて困るかどうかという点、困ると考える人が多いかどうかという点は、これは別途の話ですが、要するに、漏れるか漏れないかということで言えば、例えば、KDDのオペレターにしてもNTTにしても、これはみなし公務員だし、銀行はみなし公務員ですらないけれども、契約上の秘密保持をしているというのが普通の一般人の理解です。そういうふうにすればいいだけです。

岡崎企画課長 銀行の秘密というのは、どういうあれですか。

福井専門委員 預金情報です。

岡崎企画課長 ですから、個人がむしろ任意で預金をしているわけです、そ こには。その銀行を信頼して。

福井専門委員 だから、どこかの銀行が漏らしたから、私はこの銀行をやめて別に変えるなんていう事件が起きないのだから、うまくいっていますねということです。

岡崎企画課長 起きないですけれども、変えられるわけです、銀行は。選べるわけです。

福井専門委員 だから、何ですか。変えられるか変えられないかとどう関係があるのですか。

岡崎企画課長 要するにその人の任意によって、そこの銀行に預金するとい

う行為は事前にあるのですけれども。

福井専門委員 だったら、民間徴税技官がもし秘密を漏らすようなことがあったら、当然それは頼んだ方の自治体も許しておかないだろうし、取られた方だって、徴税機関を選べるようにしておけばいいというだけのことではないですか。選べるかどうかなんて本質的な問題ではない。

安念専門委員 岡崎課長のおっしゃるのは、本質論です。つまり、民間は善意からではなくて、自分がとり変えられるから秘密を漏らさないのです。それは、民間はまさに信頼できるということでしょう。自分が利己的に合理的に行動するから漏らさないことになるのです。

勿論、だからといって、一切漏れがないとは申しません。課長がおっしゃるように、そういう事件は起きました。しかし、そのことは人間のさがの問題なのだから、公務員か民間人かの問題ではない。

岡崎企画課長 公務員でもあり得ます、それは。

安念専門委員 勿論です。ですから、それは同じことです。守秘義務の法令をつくるなり、契約をするとなれば、それは秘密の問題はもうそれ以上のことはどっちみちできないわけですから、それでよろしいということになるのだと思いますが。

岡崎企画課長 済みません。8月の中間とりまとめをいただいてから、私なりにいろんな方とこの話をしてみました。地方団体とか、さっきも申し上げた先生方とかですね。それで非常にそのギャップに悩んでいるわけです。この場での議論と普通のそういう我々がいつもお付き合いしている方の議論の差がそこにあるものですから、要するに、私ども先生方からこういう御指摘をいただければできるだけ実現しなければいかぬ立場になるわけですけれども、そこは非常に難しい。

福井専門委員 基本的な認識を間違えておられるか、よく理解されていないかなのです。守秘義務の問題であれば、かけてしまえば同じです。賄賂罪だってかけてしまえば同じことです。

岡崎企画課長 法律に書けば大丈夫だというふうにはなかなか。

福井専門委員 公務員は、何で秘密を漏らしたり、賄賂をもらったりしないのですか。公務員法はあるけれども、守秘義務も賄賂罪もなければ、そういう人が出てくるとは思われませんか。行為規制の結果です。だから、行為規制を設ければよい。

岡崎企画課長 行為規制も勿論ありますけれども。

福井専門委員 行為規制がかぶっている民間は、公務員で行為規制がかぶっている人よりもよく秘密を漏らすというデータでもあるのですか。

岡崎企画課長 データはありません。

福井専門委員 だったら、同じではないですか。

岡崎企画課長 だけれども。

福井専門委員 データがなければ、それに基づいてやはり政策立案するのが 我々行政担当者の使命です。

岡崎企画課長 公務員は、要するにそういう行為規制があるだけで。

福井専門委員 具体的に何らかの意味のデータで検証していただかないと、だれも信用しない。だから、聞かれてギャップがあるとおっしゃった方も、課長もむしろそれはやはりよほど認識不足か、法令の仕組みについて理解をされていないだけのことです。公務員でなくて、守秘義務や賄賂罪がかぶっている、中立性保持義務がかぶっている人は、公務員であって、それらがかぶっている人よりもよく秘密を漏らしたり、賄賂をもらったりするという命題が真実でない限り、その点に関してはどっちも同等です。今、まさにいみじくもおっしゃったように、そういうことは調べてもおられない。だったら守秘義務や賄賂について言えば、あるいは中立性保持義務について言えば、法令の行為規制をかければ同等だという前提で議論していただかないと困るということです。これが、まともな政策論のマナーです。

岡崎企画課長 議論としてはそうですけれども、私が申し上げているのは、 まさにそういうお互いデータがない中での議論の中で。

福井専門委員 お互いデータがないのではない。我々はデータがあるのです。 どういうデータがあるかというと、だれも証明していないということです。

岡崎企画課長 ですから、そういう意味で。

福井専門委員 データがない。だったら、それは同じだということではないですか。反証があるなら1つでも挙げてください。

岡崎企画課長 そうではなくて、要するに、意識の問題です。いろんな我々も議論をしてきました、こういうのをいただきましたから。だけれども。

福井専門委員 意識って何ですか。岡崎さんが、ではもし納税者一般、公務員という立場ではなくて、一般納税者の立場だったら民間人から私の税金取られるのは絶対困るとそういうことですか。

岡崎企画課長 と思います。思っている人は多いと思います。

福井専門委員 御自身だったらどうしていやなのですか。

岡崎企画課長 そこは、やはりいやなものはいやということです。国民の意識だと思います。

福井専門委員 公務員の責任者の回答としては、余りにお粗末だと思って、恥じていただかないと困る。いやなことについては理由があるはずです。結果には理由が随伴するわけで、それが説明もできないなどという人物が担当課長というのは困る。

岡崎企画課長 だって、そうでしょう。役所が持っているデータがやはりみんなにいっているのだと思うわけです。そこは、おっしゃるように、その人に守秘義務かけているのだと言われても、それで国民の大半が納得するかどうかという問題だと思います。

安念専門委員 いやいや、国民の大半が納得しなくてもいいのです。ですから、3,000 ある自治体の中で、この選択肢がほしいというところに解禁する。だって、そういうところは、どうせ小さいところなのだから、専門職員もそんなにいなくて、そうとすれば、すぐに次の選挙に響くわけです。そういうところで、なおかつ民間の力を活用したいというところに、お前たちの責任でやるのならいいぞということさえ言えない理由が何かということ伺っているわけで、国民全部を納得させる必要なんか全くありません。

福井専門委員 任意の場合には、料金徴収とかを民間がやっているわけですね。これだってプライバシーでいやだっていう人に対しても無理やり民間に払えとやっているのではないですか。

岡崎企画課長 どういうことですか。

福井専門委員 さっき最後の問い、答えにあったみたいに入場料、公園占用料、講座受講料とか、本当はこんなものを民間人に知られたくない、というのと、税金を私が幾ら払うのか知られたくないのというのとどう違うのですか。

岡崎企画課長 あれですよ。

福井専門委員 こっちは無理やり取るわけですね、民間に対してとらせるわけですね。税金だけはいやだという、その理屈は何ですか。

岡崎企画課長 税金だって、やれるところはやっています。やっていいと思います。ただ、強制的な徴収の部分だけを言っているのです、あれは。

福井専門委員 強制徴収されるというのは、要するに滞納者ですね。岡崎さん自分が滞納したときに、私は滞納者になる予定であるが、だけど、絶対に民間には滞納分の税金を取られたくないと言っているのですか。

岡崎企画課長 いや。

福井専門委員 滞納者ではないですか、強制徴収される人は。滞納者自身が 私は民間からは取られたくないなどという権利は、そんなに大事なことですか。 岡崎企画課長 いや、そうですかね。私は、その滞納リストとか。

福井専門委員 まじめに払っている人は民間に払う人だっているわけですね。 委託徴収しているところだってあるわけですね、今おっしゃったように。だったら、そういう人は何の問題もないのではないですか。問題は払うべき税金を払っていない人に対して、もうすぐ時効だから取りたいという場面です。自治体にしてみれば、市民に責任を負うためにちゃんと徴税を確保しないと、公共サービスができないという切迫した利害を持っている。そういうところが、本 来の債務、ないしは権利義務関係を果たしていない人に対して民間を使った方が効率的だと思ってやろうとすると、いや、国民の意識が許さないという。わけのわからない答弁とはそういうことを言うのです。

岡崎企画課長 ただ、あれです。要するに滞納情報とか、本当にそういうものが民間の中に渡していいかというところは、我々は本当に懸念しています、 そこは。

福井専門委員 滞納のときに、預金を差し押さえるのもいけないのですか。 民間金融機関にだれが差し押さえを受けるかがわかるではないですか。守秘義 務をかぶっていない銀行の預金債権を差し押さえるということは、滞納処分の 一環として現行法で許されているのです。だったら、滞納されることが民間に 明らかになってはいけないという理屈だと、銀行に対して差し押さえすること 自体で明らかになることの理由を、どう説明するのですか。

岡崎企画課長 情報の質が違うのではないでしょうか。要するに、滞納処分をさせるためには、資産の情報と個人の所得情報とか全部渡さなければできないわけです。

福井専門委員 当たり前です。民間に対してそれは漏れるではないですか。

岡崎企画課長 今の銀行の差し押さえが行くというのは、必ずしもその預金が押さえられるというだけの事実ですから、わかるのは。

福井専門委員 民間に対して差し押さえ情報が漏れるとおっしゃったから、 その点において何ら区別はないということを申し上げているのです。

岡崎企画課長 要するに情報の大きさというか全然違うのではないでしょうか。

福井専門委員 では、小さければいいのですか。どの範囲ならいいのですか。 岡崎企画課長 間接的に漏れる、要するにこの人はそれを受けたという事実 自体がわかってしまうと、それはいいです。

福井専門委員 いいですか。滞納処分等について言えば、諸外国で言えば不動産競売が民間で行われているところすらあるのです。日本と同じ憲法の秩序を持っているところで。だから、今の憲法解釈論として、そういうことが許されていないということはない。日本国憲法の解釈として成り立つ。立法政策の問題なのです。立法政策の問題として言えば、通常政策的当否としては、守秘義務とか賄賂とかかぶせればいいというのが、これまでの、御省だけではなくて、ほかのところも含めて、この問題について議論してきた我々の見解です。これについて言えば1個も反証がない。今、徴税についてもそのとおりなわけです。常識的論理的に判断すれば、要望がある自治体には認めないとおかしい。それだけのことです。

鈴木主査 それでは、時間も参っておりますので。聞いておりますと何かあ

なただけの感覚で、いやそうではないと、人にも聞いたとおっしゃっておられるけれども、言われた内容は聞いておると正直言って支離滅裂。論理もなっていないというのが私の感じです。我々もこのWGで地方の市長さんから話を聞きました。その方はさっき八代委員も言いましたけれども、時効直前の場合であったら、徴税債権を民間に渡して。その人は言っておりましたけれども、8割分は報酬として出してもよいから渡したいと。そういう要望を持っておる市長は非常に多いという議論もありました。ましてや地方税は、国税と違って相当形式的なものなのですね、一義的に判断されるものであって。市長さんは例えば固定資産税だったら、鑑定士の鑑定のままで課税していくのだからというので、民間に出してやってくれると、今、言ったようなこともできるのでということを言っておられました。これも1つの声です。そういう声は全然あなたは、聞いたことはないようだけれども。

だから、この問題について、特に強制徴収権は絶対にだめだとおっしゃるけれども、我々はそれに類したものについても、今民間に開放することに対して調査し、かつそういう提言をするべくやっております。問題は非常に大きな問題ですから、私どもとしてもっとロジカルに納得できる議論を、これから進めさせていただきたい。私の感覚ではだめですというのだけを言い張っておられる感じがします。そこら辺を詰めさせてもらいたいと思いますので。

岡崎企画課長 1点だけいいですか。

鈴木主査 どうそ。簡単にお願いします。

岡崎企画課長 政策論だからとおっしゃいますけれども、だからこそ我々は 大方の理解が得られなければなかなか実現できないと認識しておりまして、し たがって、いろんな方に8月の後も我々は議論をしているわけです。

福井専門委員 だれにどういう意見を聞かれたか、その聴衆結果をあとで資料で出してください。

岡崎企画課長 それは、別にそういう趣旨でやっているわけではないです。

福井専門委員 だったら、第三者の前で反証に耐えないようなことを根拠に されるのはやめていただいて、実証的、論理的データで議論しましょう。

岡崎企画課長 だから、私どもは政策を実現しなければいけない責任がありますので。

福井専門委員 あなたの議論を聞いているとさっきから、滞納している人や 徴収されたくないという人の利害以外に、何も考えていないではないですか。 それが国民の声だと本当に思えるか、ということを胸に手を当てて考え直した 方がよい。

鈴木主査 それでは、どうも御苦労様でございましたとも言えません。 岡崎企画課長 ありがとうございました。 鈴木主査 お帰りください。